

千葉県動物愛護管理推進計画素案に対する意見の概要と意見に対する考え方

該当箇所	意見	意見に対する考え方	件数
はじめに	「愛玩動物」を「愛護動物」と修正すべき。	文意から適当であり、修正は不要と考えています。	11
	「無責任な餌やり」について注釈をつけるべき。	同上	11
	「本計画は環境省の定める動物の愛護及び管理に関する法律(以下、動物愛護法)」と修正すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	10
	「無責任な餌やりに係るトラブルや」を「対策は、地域住民との理解協力による共生を目指した対策によって苦情問題の解決に導き」とすべき。	対策については、「第4 課題への取り組み」において記述しています。	1
小計			33
第1-1 計画の目的	「1、本計画の達すべき目標」を追加すべき。以降、「2、計画の目的」「3、策定の根拠」「4、計画期間」と繰り下げて行く。 「1、本計画の達すべき目標」 達すべき目標 ①引き取り頭数の半減 ②人と動物が共生できる社会づくり 「人と動物が共生できる社会の実現に向けて」の部分と、「千葉県が実施する施策の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに」を削除すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	10
小計			10
第2 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針	返還率や譲渡率の数値目標を追加すべき。	收容される動物を減らすことが、動物の愛護及び管理の推進に最も重要であることから、必ずしも返還率や譲渡率の数値目標を設定することは必要ないものと考えています。	17
2 飼い主責任の徹底	動物愛護法は全ての動物を対象としており、全ての飼育者が対象であることを明記すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	7
	動物を飼うことを認定制にすべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。	3
3 地域における取組みに対する支援	「動物愛護推進員の委嘱やボランティア等の育成が重要であることから」のあとに「市町村が主体となった」を追加すべき。	文意から適当であり、修正は不要と考えています。	1
	「地域猫活動を、指導支援するためのガイドラインを作成します。」など地域における取組みに対する支援を具体的に示すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	2
4 致死処分頭数減少の取組み	動物の致死処分方法は麻酔薬による方法に変更する。を追加すべき。	致死処分頭数の減少に伴い、今後検討されるべき事項と考えています。	70
	致死処分数は0を目標とすべき。	致死処分しないことを目標にすることは現実的でないと考えます。	58
	譲渡をする場合、飼養前講習、飼養希望者の審査、譲渡後調査を行い、不妊措置を義務化すべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。 なお、譲渡前講習、譲渡希望者の選定、譲渡後調査及び不妊措置に係る指導等を実施したうえで譲渡しております。	35
	保管期間を延長すべき。	現時点における体制及び收容頭数では、非常に困難であることから、收容頭数の減少に係る施策を最優先とし、その減少に伴い、今後検討されるべき事項と考えています。	40
	「すべての動物を譲渡できるようにするため、動物を收容する前に必要な検査を行い、施設内での相互感染を防ぐ。」を追加すべき。	現時点における体制及び收容頭数では、非常に困難であることから、收容頭数の減少に係る施策を最優先とし、その減少に伴い、今後検討されるべき事項と考えています。	31
	引取りの際には厳しく指導すべき。 リピーターの場合、料金を増額すべき。	引取る際には専門知識を持つ職員が対応し、指導に当たっていることから、追加は不要であると考えています。	31
	引取りを有料化するべき。	飼い主からの引取りについては、受益者負担の原則に基づき、平成18年6月から有料としています。	41
	收容動物の情報をHPで公開すべき。	平成19年4月から保護收容動物の情報を千葉県動物愛護センターのホームページにおいて公開しています。	3
	譲渡を推進すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	5
	致死処分数の減少に向けて具体的な施策を記述すべき。	同上	2
小計			346
第3 動物の愛護及び管理に関する現状と課題	各項目ごとに、「現状」と「課題」を分けるよう修正すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	10

1 引取り頭数	「動物愛護法第35条により、犬又はねこの所有者から、あるいは所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた時には、その犬・ねこを引き取らなければならないとされています」に修正すべき。	同上	12
3 返還頭数	「安楽死」ではなく、「致死処分」とすべき。	同上	5
4 致死処分頭数	政令市、中核市それぞれの自治体で目標を定めるべき。	本計画は千葉県が実施する施策であることから、市町村における目標を定めることはできません。	1
	減少の要因の一つとして、動物愛護団体や民間ボランティアによる譲渡活動を追加すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	2
6 ねこに係る問題	所有者のいないねこ対策を地域の問題として捉え、理解と協力を住民に働きかけることによって、根本解決を推進するべき。	同上	13
	「不幸な子ねこが」に修正すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	2
	「無責任な餌やり」の表現を改めるべき。	同上	2
9 狂犬病予防	犬の繁殖業者に対して登録注射の指導を行い、違反は告発すべき。	ご指摘の事項は狂犬病予防法に盛り込まれています。	1
小計			48
第4-1-1(1) 千葉県の役割、指定都市・中核市の役割	「悪質な動物取扱業者や無責任な飼い主に対する指導を行う。」を追加すべき。	ご指摘の事項は動物愛護管理法に盛り込まれています。	1
	「計画を推進するための広域的な事業の企画・実施、県民に対する推進計画の周知・動物愛護精神と動物愛護法の啓発、国・関係機関との協議会・専門的技術習得のための講習会の設置・連絡調整、有事の際の危機管理対応、動物愛護及び管理に関する情報発信を行うとともに～」と修正すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	10
	「ボランティア等の行う地域活動については、計画の普及啓発のための資料を提供するなどの支援を、市町村と連携して行います」と修正すべき。	同上	10
	「殺処分頭数の削減目標に向けて、関係団体、推進員との連携の下、譲渡の機会を創出し持ち込まれた犬猫の譲渡頭数増大を目指す」を追加すべき。	同上	1
	「動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行います」を追加すべき。	同上	1
	「動物福祉の観点から、収容した動物の健康状態に配慮した施設整備を図ります。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	19
1-1(2) 市町村の役割	「地域に密着した苦情・相談への対応と住民間の意見調整、地元ボランティアとの連携・支援を行います」に修正すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	10
	「飼い主のいない猫等に対する有効な策として、TNR活動及び地域猫活動の推進をする」を追加すべき。	本計画は千葉県が実施する施策であることから、市町村における具体的な施策を記載することはできません。	1
	苦情・相談への対応だけでなく、個別実態の確認と、改善の指示やフォローも関係機関と連携して実施すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	1
1-1(4) 動物取扱業者等の役割	「動物の大切な命を扱うという自覚をもち、動物に対する責任、社会に対する責任を果たす。」を追加すべき。	同上	1
	「動物愛護法では動物取扱業者に対して、適切な施設の維持管理と動物の取扱い、購入者への動物飼養に関する重要事項の説明、売買の記録と保管等について、確実に実施するよう求めています。」を追加すべき。	ご指摘の事項は動物愛護管理法に盛り込まれています。	8
	「動物取扱業者は資質の向上を図るとともに、従業員の育成を行います。また、動物を飼おうとする人へ適切な助言をすることによって飼い主責任が果たされるよう指導していく立場にあります。」に修正すべき。	同上	17
1-1(5) 県民の役割	「地域の一員という自覚をもち、その中でどのような問題があるか現状を把握し、よりよい方向へ進むように積極的に意見を出したり協力をする。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	1
	「動物愛護思想への正しい理解と人と動物の共通感染症に関する正しい知識の習得、動物愛護法の遵守、地域活動に対する」と修正すべき。	同上	14
1-1(7) 動物愛護団体等の役割	「動物愛護団体や獣医師の団体などは、行政の動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通じて、県や市区町村のパートナーとして、人と動物との調和の取れた共生社会づくりを牽引していくことが期待されています。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	5
2-1(1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保	「適正飼養に関する普及啓発」を「適正飼養と禁止行為に関する普及啓発」と修正すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	2
	「啓発内容及び方法の検討」は速やかに実施し、実行すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、可能な部分についてスケジュールを修正します。	10

	「各健康保健センター、動物愛護センターをはじめ、動物専門学校、動物病院、ペットショップ等と協働して譲渡会を開催し、動物の愛護及び管理に関する普及啓発を図る。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	13
	不適切な飼育による迷惑行為や、飼育放棄を含む虐待や遺棄に係るマニュアルを作成し、飼育に関する継続的な指導や所有権剥奪などができるようにすることを追加すべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。	68
	「広報紙に動物愛護管理法第44条を載せたり、捨て猫が多い場所に注意看板を設置したり」に修正すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	3
	収容動物と路上死体動物について、その収容状況等を記録し、速やかに正しい情報を提供できるようにすることを追加すべき。	収容動物情報については動物愛護センターのホームページで公開しています。 ただし、路上死体動物等収容されない動物については把握することができません。	17
	「周辺への迷惑防止と動物愛護の観点から、多頭飼育事例の把握に努め、譲渡等による飼養数の削減や不妊・去勢措置などについての指導を徹底します。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	21
	飼い主の理解を深めるため、不妊・去勢措置のメリットについて、獣医師による情報発信を積極的に進めます。を追加すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	1
	不妊措置を義務付けるべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。	9
	「動物愛護管理法の周知を徹底します。みだりな繁殖を防止し、終生飼養の徹底を図るため、動物の習性についての知識を広め、適正な飼養方法、禁止行為、虐待行為について普及啓発を実施します。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	7
	「犬の鑑札の未装着などを含め、法違反と認められる場合は、飼い主に対し注意を促し、悪質な場合は行政に通告する、虐待と認知された場合は警察に通報するよう、開業獣医師に協力を依頼します。」を追加すべき。	同上	7
	動物の適正飼養の普及のために「動物愛護相談窓口」を設置すべき。	現在、各保健所において担当職員を設置するとともに、動物愛護センターにおいて対応しています。	11
	「定期的なパトロールやそのような行為を見かけた場合即、関係機関に通報する。」を追加すべき。	必ずしも、パトロール等する必要はないものと考えています。	1
	「虐待を疑う事例が発生した場合には、地域・行政・警察・消防が連携して対応するなど、禁止行為の周知徹底を図ります。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	22
	「動物病院での定期的な指導」を追加すべき。	必ずしも、動物病院で指導する必要はないものと考えています。 ただし、関係団体等に対して、普及啓発等に係る連携、協力を求めることとしています。	1
	「禁止行為違反に罰則を設ける」を追加すべき。	ご指摘の事項は動物愛護管理法に盛り込まれています。	1
2-（2） 地域における取組みに対する支援	「飼い主のいないねこ対策の趣旨や手法について、県民の理解が進むよう、市町村を通じた普及啓発を強化していきます。また、飼い主がいるねこに関しては、飼い主にねこの飼い方について指導（室内飼いや不妊去勢手術の推奨など）することにより、飼い主のいないねこを減らすための対策を積極的に行います。さらに不妊去勢措置の助成について支援策を充実していきます。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	79
	地域ねこ活動に関する条例を策定し、罰則を設けるべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。	20
	ガイドラインの作成は、「飼い主に対する適正飼養ガイドライン」と「飼い主のいないねこの共生を目指すためのガイドライン」の2つを作成するよう修正すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	10
	「所有者不明ねこに関するガイドライン」の内容を記載すべき。	詳細な内容については、動物愛護管理推進協議会において別途検討することとしています。	37
	「愛護と管理の両立支援」「推進員による地域活動の推進」「動物愛護団体等との協働」が、遅くとも半年で動きだすようスケジュールを修正すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、可能な部分についてスケジュールを修正します。	10
	「動物の愛護と管理の両立を目指した」のあとに「地域ねこ活動における」を追加するべき。	地域における取組みに対する支援は、「地域ねこ活動」だけに限定されるものではないと考えています。	1
	推進員などによる地域の見廻り点検の実施を追加すべき。	動物愛護推進員の役割は動物愛護管理法に定められていますが、動物愛護管理協議会において別途定めることとしています。	1
	「平成21年の委嘱後、ただちに活動を開始する。推進員の委嘱予定人数は、県内のペット所有比率と各市町村の人口から算出し、地域に偏りがないよう配置する。」を追加すべき。	動物愛護推進員の委嘱については、動物愛護管理協議会において別途定めることとしています。 なお、委嘱後直ちに活動できるようスケジュールを修正します。	1
	引取りが多い地域を特定し、動物愛護推進員とボランティア、獣医師の協力の下、不妊措置に係る啓発活動を実施すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	2

2-(3) 所有明示(個体識別)措置の普及推進	「マイクロチップの装着を義務化するとともに、すべての保健所、動物病院及び警察において読み取り機を設置する。」を追加すべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。 なお、県内全ての保健所及び動物愛護センターには読み取り機が設置してあります。	24
	マイクロチップを推奨する場合、経費をかけずに普及させる工夫、飼い主のいない猫対策として装着した場合の負担や責任の所在についての問題と併せて進めるべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	15
	「マイクロチップ普及のため、購入者に対し県から補助金を出す。」を追加すべき。	必ずしも、補助金を出す必要はないものと考えています。	11
	地域での一時保護や譲渡が出来るような分散型の施設を作ることを追加すべき。	適正飼養や譲渡のため、必ずしも施設を設置する必要はないと考えます。	1
	闘犬や咬傷犬、使役犬の個体識別を義務とすることを追加すべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。	1
	県内の行政施設、動物病院等の読み取り装置設置を推進してほしい。県外、国、警察と連携を図り、大規模な登録内容のデータベース化を推進することを追加すべき。	県内全ての保健所及び動物愛護センターには読み取り機が設置してあります。 なお、AIPOにより、全国規模のデータベースが作成されています。	1
2-(4) 動物取扱業の適正化	個人繁殖した犬の販売の規制、業者の繁殖の制限をするべき。	ご指摘の事項は動物愛護管理法に盛り込まれていると考えます。	68
	動物取扱業者からの引取りは原則行わないこととし、やむを得ない場合には通常の手数料よりも高い額を徴収すべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。	72
	「ペット販売、ブリーダー業を厳しく制限」又は「新規出店を認めない」を追加すべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。 なお、動物取扱業について動物愛護管理法により規制されています。	1
	ペット飼養可能住宅である場合のみ販売するべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。 ただし、動物取扱業者は、動物を飼おうとする人へ適切なアドバイスを行うことにより飼主責任が果たされるよう指導していく立場にあると考えています。	1
	動物取扱業への監視の強化 「動物取扱業の適正化週間」を定め、事業所等への集中的な監視・指導の実施により、動物取扱業の適正化に努めます。 を追加すべき。	6月の正しい飼い方月間及び11月の危害防止対策強化月間において、動物取扱業に対する立入調査を実施しています。	3
	「ペットショップに提供される犬、ねこのブリーダーの名前と顔を公表する。」を追加すべき。	必ずしも、公表する必要はないものと考えています。 なお、動物愛護管理法により、動物取扱業者に対して仕入れ・販売した動物に関する台帳を整備することが義務付けられています。	2
	子犬等を販売する場合、生体ではなく写真等を使用して展示すべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。	1
	インターネットでの生体販売を禁止すべき。	同上	1
	「登録制度を周知徹底させるため、定期的に検査を行うとともに、違反業者の公表を行うことにより、基準の遵守とレベル向上を図る」を追加すべき。	必ずしも、公表する必要はないものと考えています。 なお、動物愛護管理法により、違反業者については営業の禁止等が定められています。	39
	「動物取扱業者登録簿と動物取扱業に対する規制をホームページに掲載し、県民による監視を図れるようにします。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	4
	「保健所及び動物愛護センターでの登録簿の閲覧」を追加すべき。	ご指摘の事項については、すでに各保健所において実施しています。	10
	取り扱う犬猫の種類を1-2種類のみに限定する。犬猫の健康管理に注意し、清潔な環境で飼育する。繁殖は犬猫1匹につき、最高1年に1回とし、5歳を過ぎた犬猫の繁殖はさせず、最後まで、健康に注意し飼養する義務を課す。という記述を追加すべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。	2
	「動物愛護の観点から審査し、優良な動物取扱業者をホームページで公表する。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	1
	「模範となる動物取扱業者を表彰するなど」を削除すべき。	動物取扱業登録制度の周知には必要なものと考えています。	2
	関連法に違反した動物取扱業者は登録取り消し処分となるようにすべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。	10
	販売契約内容に生涯適正飼育、繁殖制限を設けるべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。 ただし、動物愛護管理法により、販売契約に当たって、あらかじめ文書を交付して説明することが義務付けられています。	2

	動物取扱業者の研修受講の有無や引取り依頼数の公表をすべき。	必ずしも公表する必要はないものと考えています。	1
2- (5) 実験動物の適正な取扱いの推進	「動物愛護管理法に基づく飼養及び保管に係る基準等の周知や3Rの原則の推進など必要な指導等を行います。」に修正すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	18
	「周知徹底を定期的に行い、違反機関に対しては公表、罰則を行うものとする。」を追加すべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。	37
	「動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止する。これに違反した者を公表し、罰則規定を策定する。」を追加すべき。	同上	37
	速やかに把握し、対応することを明記すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、可能な部分についてスケジュールを修正します。	8
	実験施設や実験動物繁殖施設を届出制とすべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。	2
	全ての文章を削除し、「動物実験への譲渡は廃止する」に修正すべき。	千葉県では、動物実験施設等への譲渡は実施していません。	1
	実態調査の実施と実施結果の公表が予定されていますが、結果の公表には制限を設けるべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	1
	「動物実験を減らすため、企業や施設に積極的に働きかけ、企業・施設名、実験数などをインターネットにて公開する。」を追加すべき。	必ずしも、公開する必要はないものと考えています。	1
2- (6) 産業動物の適正な取扱いの推進	「産業動物であっても虐待を受けることのないように動物愛護法の周知徹底を図る。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	4
	定期的な実態調査の実施を追加すべき。	必ずしも、実態調査する必要はないものと考えています。ただし、普及啓発の対象として施設等を把握することとしています。	1
2- (7) 災害時対策	「特に、動物とともに避難できる一時避難場所を、県内のペット所有比率を目標に指定するよう各市町村に指導し、飼い主に事前に周知するよう努める。また、仮設住宅が必要な場合、動物とともに避難できる仮設住宅も、県内のペット所有比率を目標に設けるよう努める。」を追加すべき。	本計画は千葉県が実施する施策であることから、市町村における具体的な施策を記載することはできません。なお、ペットとの同行避難に関する留意点については、平常時対策として普及啓発することとしています。	18
	「警察が被災動物を保護する場合に備えて、警察に対して動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き強化すること」を追加すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	15
	動物実験施設、畜産施設においても各施設が適切に対処できるように、地域防災計画の中に書き込むようにすべき。	地域防災計画に係る内容を本計画において記述することはできません。	3
	「動物取扱業者及び産業動物、実験動物の施設を把握し、災害時に施設を確認する。」を追加すべき。	必ずしも、災害時に施設を確認する必要はないものと考えています。	1
	「被災動物の収容方法、収容場所、収容情報を提供できるよう方策を検討する。」を追加すべき。	ご指摘の内容を含めた詳細については、マニュアルにおいて記述することとしており、関係機関等との協議の後に決定することとなります。	1
	動物取扱業者に置き去りにされた動物等を救護する場合も、災害時のマニュアルに含めるべき。	災害時の救護とは趣旨が異なることから、災害時のマニュアルに含むべきではないと考えています。	1
2- (8) 人と動物の共通感染症に関する普及啓発	関連部署と連携して、動物を多頭飼育している、動物販売業者、畜産動物施設、動物実験施設を事前に把握しておくべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	2
	狂犬病ワクチンの接種の他、動物愛護の観点から予防すべき病気等の普及啓発を追加すべき。	同上	1
3 動物の愛護及び管理に関する普及啓発	「しつけ方教室やふれあい教室などを通じて、飼い主に対して動物の生態や正しい飼い方について、知識や技術の提供等に努めます。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	2
	「各保健所、動物愛護センターをはじめ、動物専門学校、動物病院、ペットショップ等と協働して譲渡会を開催し、動物の愛護及び管理に関する普及啓発を図る。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	4
	生物多様性の確保の観点から、特定動物については個体識別措置およびその登録制度を推進することにより、逸走の防止等を図るとともに、遺棄の禁止等、外来種問題に対する啓発普及をすべき。	外来生物種問題について、動物愛護管理法においてはその趣旨を普及啓発し、飼い主責任の徹底を図ることにより、減少するものと考えています。	1
3- (1) 各機関、各団体等との協働による普及啓発活動	「動物愛護センターやボランティアを見学し、実際に動物の世話をすることで、動物とふれあい、現実を知り考える取り組みを推進する。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	2
	「学校での授業などを通じて、子どもたちに動物愛護管理の考え方についての普及啓発を推進するため、教育局との協力体制を整備します。」を追加すべき。	同上	2
	「学校飼育動物の適正な取扱いの推進」を追加すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	1

3-(2) 各種教室等の開催 制度の確立	「幼稚園、保育園、小学校等へ保護犬、猫を連れての講習を行う。」を追加すべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	1
4-(2) 動物愛護推進員の 委嘱	「動物愛護推進員は公募制で募集する。」を追加すべき。	動物愛護推進員の委嘱については、動物愛護管理推進協議会において別途定めることとしています。	2
小計			895
第5 点検及び見直し	「定期的に分析・評価し、ホームページを利用して議事録を公開し、広報等を利用しての県民への報告を行います。」に修正すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	1
小計			1
その他	事業費の財源として動物愛護宝くじを創設すべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、財源等について記述することはできません。	1
	特定動物は個体ごとに個体登録証を付けることを義務付けるべき。	ご指摘の趣旨は、すでに動物愛護管理法に盛り込まれているものと考えています。	1
	安易に動物を飼えない制度を作るべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。	1
	安易に野生動物を飼育しないように普及啓発するべき。	ご指摘の趣旨は、すでに本計画に盛り込まれているものと考えています。	1
	法律の整備を国に対して提言、又は県にて制定していくべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、ご指摘の趣旨を記載することは適当でないと考えています。	2
	ねこの登録制度を策定すべき。	本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためのものであり、義務付けや禁止事項を定めることはできません。	1
	一般的な感想で具体的意見なし		7

小計 14
総意見数 1347